

# 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、規則第47条の規定に基づき、本連盟の表彰に関する事項を定めることを目的とする。

(受彰者)

第2条 表彰を受けることができる個人若しくは団体は、次の各号の一に該当する事績、経歴、成績等があった者とする。

- (1) アマチュア無線を通じての社会福祉に対する顕著な貢献
- (2) アマチュア無線の技術に関し、特に有益な発明、発見又は考案等
- (3) アマチュア無線に関し、優れた著作
- (4) アマチュア無線の紹介に関しての顕著な功績
- (5) アマチュア無線による世界的に優秀な成績
- (6) 本連盟の主催する各種行事における優秀な成績
- (7) 前各号のほか、本連盟の事業に対する功労

(表彰方法)

第3条 表彰は、理事会が必要と認めた時に行う。

- 2 受彰者には、表彰状又は感謝状を贈呈する。
- 3 前項の受彰者には、表彰状又は感謝状に添え副賞を贈呈することができる。
- 4 前条第6号の表彰は、別に定める。

(受彰者の推薦)

第4条 理事、地方本部長及び支部長は、第2条各号の一に該当する事績、経歴又は成績等を認めたときは、会長に推薦するものとする。

- 2 前項の推薦は、付録第1号に定める様式の推薦書を会長に提出することにより行うものとする。

(受彰者の決定)

第5条 会長は、前条の受彰予定者を理事会に付議し、受彰者を決定するものとする。

- 2 表彰の審査は、付録第2号に掲げる基準により理事会において行うものとする。

(適用除外)

第6条 会長は、必要と認めたとき、次の事績又は成績等に限り、第2条から第5条の規定にかかわらず表彰を行うことができる。

- (1) 本連盟の主催するコンテストの上位入賞及び特定のアワードの取得
- (2) 社会通念又は連盟の永年の慣行から表彰を適当とする事績
- (3) 本連盟が協賛あるいは後援した他の団体等の行事における優秀な成績あるいは記録等があること
- (4) 新法人移行(平成23年11月1日)後の連続した10年毎、本連盟在籍の正員と社団会員。  
ただし、ライフメンバーにあっては、ライフメンバー会費制度開始(平成26年4月1日)

後の連続した10年毎、ライフメンバー会費を納入している正員。

2 前項各号の表彰を行ったときは、直近の理事会にその旨報告するものとする。

#### 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

#### 附 則 (平成23年11月27日 第2回理事会議決)

(施行期日)

- 1 平成24年3月31日現在において正員であった第2条第7号から第11号の正員歴の表彰並びに第12号の役員、第13号の評議員及び第14号の支部長の職務歴の表彰は、平成24年に実施する表彰をもって終了する。
- 2 表彰規程を次のとおり改正し、平成24年7月1日から施行する。
  - 第2条中第7号から第11号を削り、第15号を同条第7号とする。
  - 第3条第1項中「、総会若しくは」を削る。
  - 第4条第1項中「(第7号から第14号を除く。)」を削り、第2項を削り、第3項中「又は付録第2号」を削り、同項を同条第2項とする。
  - 第5条から第7条を削り、第8条を第5条とし、同条に第2項として次のものを加える。
- 2 表彰の審査は、付録第2号に掲げる基準により理事会において行うものとする。
  - 第9条第1項中「第4条まで及び第8条」を「第5条まで」に改め、第9条を第6条とする。
  - 付録第2号を廃止し、付録第3号中「こと。」を「こと」に改め、(5)を削り、(6)を(5)に改めて、付録第3号を表彰規程の付録第2号に改める。

#### 附 則

この改正規程は、令和3年9月11日から施行する。(第56回理事会決定)

令和3年9月11日 改正 第6条第4号

付録第 1 号

# 推 薦 書

年 月 日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟 会 長 殿

推薦者

Ⓜ

表彰規程第 4 条 1 項の規定に基づき受彰者を下記のとおり推薦いたします。

記

被 推 薦 者	ふりがな		コールサイン
	氏名又は団体 名及び代表者 氏名		JARL <input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 非会員
	住所又は居所	(郵便番号 )	
業  績	該当条項	表彰規程第 2 条第 号に該当	
	要旨		
参考となるべき事項			

下の欄には記入しないこと。

受 付 印	審 査	決 定
		平成 _____ <input type="checkbox"/> 表 彰 状 <input type="checkbox"/> 感 謝 状 <input type="checkbox"/> そ の 他
受 付 番 号		

## 表彰審査基準

表彰の審査は、次の基準によるものとする。

- (1) 受表彰者は、同一事績により再度表彰を受けることはできない。
- (2) 表彰の対象となる事績あるいは成績等は、なるべく最近のものであること
- (3) 表彰規程（以下規程という。）第2条第1号の規定によるものについては、その事績が官公庁若しくは他の著名な団体によって表彰を受けたものであること
- (4) 規程第2条第2号から第4号までの規定によるものについては、その事績が世界的に優秀なものであること
- (5) 規定第2条第7号の規定によるものについては、本連盟の事業に長期にわたり協力し、その功績が特に顕著であること